

群馬県立女子大学教務管理委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立女子大学に教務管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文学部教務委員長
- (2) 国際コミュニケーション学部教務委員長
- (3) 文学研究科教務委員長
- (4) 国際コミュニケーション研究科教務委員長
- (5) 文学部選出の教員（役職者は除く） 1人
- (6) 国際コミュニケーション学部選出の教員（役職者は除く） 1人

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は学長が委員の中から指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、教養教育、カリキュラム及びシラバス等を含む、大学における教育について大学全体として調整を要する事項について審議する。

(関係教職員の出席)

第7条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務係で処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。